

# 町の景観への取り組みについてお知らせします

## ～制度の紹介・景観法に基づく届出について～

町では、豊かで美しい自然景観や特色ある地域の町なみを守り、育てていくために、平成21年6月から箱根町景観条例と景観計画を施行しています。ここでは、町で行っている制度等についてお知らせします。

### 〈箱根町景観条例に基づく届出について〉

届出が必要な区域		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立公園の区域以外の区域</li> <li>・ 国立公園の区域内の第2種特別地域D区域もしくは普通地域</li> </ul>
届出が必要な行為	建築物 (①)	高さが13mまたは延べ面積が1,000㎡を超える、新築・増築・改築など
	工作物 (②)	3mを超える擁壁や5mを超える街路灯など、一定規模以上の工作物の新設・増築など
	修繕・色彩変更 模様替え	上記の①・②に該当する建築物、工作物について外観を変更することとなる修繕などを一定規模以上行う場合。 ※色彩の変更は、現在の色と同じもので塗り替える場合も届出の対象となります。

※ 町内で塗替えをされる際は、まずは下記の照会先へご相談ください。

### 〈箱根町景観まちづくり協力店認定制度について〉

この制度は、町の景観条例・景観計画などの要件を満たした店舗や事業所を町が「景観まちづくり協力店」として認定し、その認定された店舗等を起点として、町と町民・事業者の皆さんが一体となって、より一層景観まちづくりを進めていくことを目的としています。

対象	町内の店舗・事業所など
認定基準	町内に掛かる法令・規定等を遵守するほか、別途定める基準を満たす必要があります。 法令等：箱根町景観条例・景観計画・自然公園法、神奈川県条例など 基準：建物の外壁・屋根の色彩、屋外広告物、緑化、自動販売機など

### 〈景観まちづくり修景費補助制度について〉

補助対象工事	景観まちづくり協力店の認定に向けて、認定基準に合った改装等を行う店舗・事業所について、その修景に掛かる費用		
補助区分	概要	補助率	上限
室外機等の修景	認定基準の一つとして「前面道路からエアコン等の室外機が見えないこと」が条件となっていることから、その囲い等の設置に掛かる費用を1店舗につき5台まで補助するもの。	2分の1	5千円
外観等の修景	建物の外壁等の塗替えや看板の改修（協力店の基準を満たすための修繕に限る）等を対象とするもの。	2分の1	10万円

### 〈箱根町景観フェイスブックページ・インスタグラムの紹介〉

町の自然景観、歴史性・地域性豊かな魅力ある景観を推進するために、迅速かつ広く情報提供を行うべく、SNSを活用した情報提供を行っています。

景観フェイスブックページ 「箱根町 景観だより」		景観Instagramアカウント 「箱根町 景観フォト」	
開設日	平成28年10月14日	開設日	平成31年2月1日
URL	<a href="https://www.facebook.com/hakonekeikan/">https://www.facebook.com/hakonekeikan/</a> 	URL	<a href="https://www.instagram.com/hakonekeikan/">https://www.instagram.com/hakonekeikan/</a> 

※ 上記のページを閲覧するのみであれば、アカウント等の登録は必要ありません。

※ 本ページに記載した内容の詳細については、以下の照会先へお問い合わせください。

照会先 都市整備課 85-9566

### 高齢者インフルエンザ 予防接種のお知らせ

高齢者インフルエンザの予防接種後、免疫がつかず、2週間程度必要と言われます。

接種を希望する方は、事前にかかりつけの医療機関に連絡し、早めに接種しましょう。  
**対象** 町に住民登録があり、接種日当日に次のいずれかの条件を満たしている方

- 65歳以上の方
- 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障りがある方

※機能障りがある方は、医師の診断書または身体障害者手帳（1級程度）の写しなど、接種対象者であることを証明できる資料を提出してください。

**接種期間** 10月1日(木)～令和3年2月28日(日)  
**自己負担額** 無料  
**公費負担による接種回数** 1回  
**実施医療機関** 町内医療機関、小田原医師会または足柄上医

### 師会医療機関（要事前予約） 照会先 さくら館

☎ 8510800

### 季節性インフルエンザ予防接種 費用の一部助成のお知らせ

新型コロナウイルスの再拡大が懸念される中、重症化リスクの高い年齢層における季節性インフルエンザとの混合感染を防ぐため、季節性インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

**対象** 町に住民登録がある50歳から64歳の方  
○ただし、60歳以上65歳未満で高齢者インフルエンザ予防接種の対象となる方は除く。

**接種期間** 10月1日(木)～令和3年2月28日(日)  
※今年度は全国的にインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があり、より必要とされている方に確実に届くよう、高齢者インフルエンザ定期接種対象者以外の方は10月26日以降での接種にご協力をお願いいたします。

**助成金額** 2,000円  
**助成回数** 1回  
**申請方法** 助成を希望する方

は、印鑑、本人を確認できるもの（保険証など）、領収書、振込先の通帳を持参し、さくら館または保険健康課、出張所で手続きをしてください。  
**申請期限** 令和3年3月31日(水)まで  
**照会先** さくら館  
☎ 8510800

### 「特定健康診査の情報提供書」提出協力をお願い

国民健康保険に加入されている40～74歳の方を対象に、特定健康診査を行っておりますが、

当町の受診率は30%台と一層の努力が必要な状況となっております。受診率向上の取組みとして、町の特定健康診査以外の健康診査（人間ドック・職場の健康診査等）を受けた方は、特定健康診査情報提供書の提出のご協力をお願いいたします。

**日時** 10月1日(木)～令和3年9月30日(木)  
**対象者** 箱根町国民健康保険加入の昭和21年4月1日～昭和55年3月31日までに生まれた方・町の特定健康診査以外の健康診査（人間ドック・職場の健康診査等）を受けた方で健康

診結果をお持ちの方。検査項目（身長・体重・腹囲・血圧・尿・脂質・肝機能・血糖値）が全て必要です。  
なお、体重・腹囲の項目が未実施の方は、町保健師が測定いたしますので相談してください。  
**申込方法・提出場所** 保険健康課・各出張所・さくら館  
★ご協力頂いた方には、粗品を進呈します。  
**申込・照会先** 保険健康課  
☎ 8519564

### 無料お困りごと相談会 （事業者サポート）

台風や新型コロナウイルス蔓延等の影響により、売上が減少したり、経営にお困りの町内事業者に対し、経営専門コーディネーターにワンストップで相談できる相談会を実施します。

**日時** 10月30日(金)9時30分～12時、13時30分～16時  
**場所** 役場分庁舎4階第6会議室  
**対象** 町内事業者の方  
**内容** 資金繰りや雇用等、経営全般のお困りごと相談  
**相談員** 神奈川県よろず支援拠点コーディネーター

照会先 公益財団法人神奈川県産業振興センター  
☎ 045163315201  
観光課 ☎ 8517410  
※参加を希望される方は、事前にお電話にて予約してください。なお、予約なしに当日お越しいただくことも可能ですが、進行状況によつてはお待ちいただくこともあります。

### 歯科健康診査のお知らせ

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、前年度75歳になられた方を対象に無料で歯科健康診査を実施しています（期間中一度限り）。

**対象** 昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれた被保険者の方  
**期間** 8月1日～令和3年1月31日(日)  
**実施機関** 協力歯科医療機関  
※対象の方は7月下旬に送付している案内状をご参照ください。

**照会先** 神奈川県後期高齢者医療広域連合  
☎ 045144016700

### 照会先 公益財団法人神奈川県産業振興センター

☎ 045163315201

観光課 ☎ 8517410  
※参加を希望される方は、事前にお電話にて予約してください。なお、予約なしに当日お越しいただくことも可能ですが、進行状況によつてはお待ちいただくこともあります。